

平成19年第5回（8月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 8月9日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
新潟県中越沖地震の被災状況報告	4
議案第53号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））	5
議案第54号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））	5
議案第55号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号））	5
議案第56号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について	14
議案第57号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	22
議案第58号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について	23
議案第59号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	24
議案第60号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	26
議員派遣の件	27
閉 会	28
署 名	29

第 1 号

(8 月 9 日)

平成19年第5回（8月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成19年8月9日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 新潟県中越沖地震の被災状況報告
- 第 4 議案第53号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 5 議案第54号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 第 6 議案第55号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号））
- 第 7 議案第56号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第57号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第58号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第59号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第60号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

○議長（南波榮一） ただいまから平成19年第5回出雲崎町議会臨時会を開会します。

まず、冒頭会議を開くに先立ちまして、私から一言申し上げたいと思います。

このたびの新潟県中越沖地震では、本町でも甚大な被害が発生いたしました。この地震によりケガをされた方々、自宅等が損壊され今なお避難所生活を余儀なくされている方々初め、被災された多くの皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

地震発生以来、町災害対策本部長の小林町長以下職員の皆さん、不眠不休の支援活動に対し、心から感謝申し上げます。また、新潟県を初め県内外の市町村から早速の災害応援派遣や、各地からボランティアの皆さんの献身的な支援をいただき、被災町民への励ましや復旧、復興へのご支援をいただき、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、本議会といたしましては、町執行部とともに一日も早い復旧、復興、そして被災された皆様の生活再建に全力で取り組んでまいり所存でございます。必ず再建はできます。元気を出して、みんなで力を合わせて頑張ってまいりましょう。

終わります。

これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南波榮一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、田辺雅巳議員及び5番、田中元議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（南波榮一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎新潟県中越沖地震の被災状況報告

○議長（南波榮一） 日程第3、新潟県中越沖地震の被災状況報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） おはようございます。

ただいま冒頭に、議長さんのごあいさつの中にもございましたように、本当に今回去る16日でございますが、発生をいたしました中越沖大地震、約25日を経過しているわけでございますが、日がたつにつれまして、被害の概要もおおむね判明してまいりました。予想を超える甚大なる被害額ということになってまいりました。

特に今回の災害で特記すべきことは、住宅に大きな災害が発生したということでございます。後ほどまた各担当課長から被害状況等をご説明申し上げるわけでございますが、全壊16棟、そして半壊が97棟、あるいはまた一部損壊1,344棟、1,800世帯の約80%の皆様方が何らかの被害を受けられたということで、非常に心を痛めておるところでございます。また、道路、河川、公共下水道におきましては約14億円程度でございますし、あるいはまた農地、あるいは商工業関係で13億5,000万円、28億円に近い大被害が発生をいたしましたわけでございます。改めて、罹災をされた皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

地震発生と同時に、私たち町も全力を挙げて迅速かつ的確に対応してまいりました。この間本当に議会の皆さんからも、挙げてご支援、ご協力を賜ったということに対しまして、この席をかりて厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、国、県も速やかな対応をいただいておりますし、あるいはまた近隣自治体市町村、そしてまたボランティアの皆さんからも大変なご好意、ご支援を賜ったということに対しましても、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、私たちといたしましても、この地震発生と同時に心しておりますことは、一点集中主義、何を置いても災害復旧に全力を挙げて取り組んでまいるという決意を固めておるところでございます。そしてまた、罹災をされた皆様方が一日も早く笑顔を取り戻し、ふだん着の生活に戻られるように、このたびの災害、全く経験したことのない、また内に秘めた大きな痛手をこうむっておられる方々もたくさんあるわけでございますので、私たちも議会の皆さんのご協力、そしてまた国、県、それぞれの関係団体の皆さんからお力添えをいただきながら、今後の取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

また、全員協議会におきましてより具体的に、出雲崎町としての復興に取り組むそれぞれの項目につきまして私なりに考えており、また庁内協議を申し上げていることに対しましてもご提案を申し上げて、議会の皆さんのご判断、ご協力をいただきながら、前段申し上げましたようにこの復興に取り組んでまいる所存でございます。何分の、また皆様方の力強いご支援、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（南波榮一） これで被災状況報告を終わります。

◎議案第53号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））

議案第54号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））

議案第55号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（南波榮一） 日程第4、議案第53号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））、日程第5、議案第54号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））、日程第6、議案第55号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号））、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号から議案第55号につきまして、中越沖地震被害に対する救助、復旧に係る関係予算ということで急を要しましたために、平成19年7月18日付で専決処分を行いましたので、3議案、3会計補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第53号の一般会計からご説明を申し上げます。歳出から2款総務費におきましては、全職員用のヘルメットなどの購入、今後の会議、打ち合わせスペースとして庁舎裏にプレハブのスーパーハウス等の借上料を計上しております。

3款民生費、3項災害救助費では各避難所の管理費、食事、仮設トイレ借上料を、4款衛生費では合併処理浄化槽復旧に係る特生排会計への繰出金の計上をしております。

6款農林水産業費では、2項林業費で県単緑のぼんそうこう事業として、民家裏3カ所の応急工事関係費を計上しております。

14款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費におきましては町道、河川、町営住宅の応急工事分を、2項農林水産施設災害復旧費におきましては農業用施設の応急工事分、また災害査定関係費を計上いたしました。3項厚生施設災害復旧費では、保健福祉総合センターの漏水修繕を計上いたしました。

次に、歳入では地方特例交付金、地方交付税普通分、分担金、県支出金、繰越金、町債を追加計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額5,592万5,000円を追加し、予算総額を31億5,361万5,000円とするものであります。

次に、議案第54号についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、新潟県中越沖地震に

より水道管が被災を受け、この復旧に要する施設修繕料や工事請負費など、急を要する費用を計上し、専決処分を行いました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額605万1,000円を追加し、予算総額1億8,880万1,000円とするものであります。

次に、議案第55号についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、地震災害により被災した浄化槽のうち、使用することのできない10基分に要する仮設トイレ借上料や、浄化槽の布設がえにかかる工事請負費などで急を要する費用を計上し、専決処分を行いました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,585万1,000円を追加し、予算総額を3,385万1,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに2特別会計の専決処分につきましてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたら順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、今ほどの町長の提案につきまして補足説明をさせていただきます。

一般会計の歳出、177ページをお願いいたします。総務費関係でございますが、消耗品の追加というふうなことで、職員が現地へ、特に今回の地震で被災調査に出るような形の中で名前をはっきりするというふうなことで、名札につきまして全職員は、ケースに名札を入れてつけて出ているというふうなこと、またヘルメットを用意したというふうなこと、また腕章を用意したというふうなことで、消耗品を追加してございます。

続いて、スーパーハウス等の借上料、これは町長の説明のとおりでございますが、役場裏に既に設置してございます。会議等、打ち合わせ、作業室というふうなことで、今後3月までの分を予算計上してございます。

民生費につきましては、施設修繕料の追加、保健福祉総合センターでございますが、これはデイサービス側の裏側ののり面がちょっと崩れたということで、補修をいたしました。

続きまして、178ページ、災害救助費でございます。職員の時間外勤務手当、これにつきましては最初の4日間につきましては4カ所の避難所につきまして、職員が夜、宿直というふうな形で泊まり込んでおります。また、その後も避難所の方々への食事を届ける作業等、朝また夜というふうなことで職員が時間外で働いた分を今回計上してございます。賃金につきましては避難所の管理人賃金というふうなことで、職員の後、その後は一般の方もお願いしてございますが、主にはネットワークサプライの会員の皆様に避難所の管理というふうなことでお願いしてございます。現在も八手農村環境改善センターにつきましては、ネットワークサプライの会員の方々に避難所の管理というふうなことでお願いしてございます。需用費の中の消耗品につきましては、ブルーシート、土のう等の購入費でございます。食糧費につきましては、避難所関係の食事、炊き出し関係でございます。

それと役務費、郵便料につきましては、これは罹災証明書の案内等の分でございます。し尿くみ取り料、仮設トイレ、これに関係いたしますが、3基分というふうなことで、豊橋、柿木、相田で現在も仮設トイレを貸し出しているというふうなことでございます。

4款衛生費につきましては、町長の説明のとおり特生排会計への繰出金の追加でございます。

続いて、179ページ、6款農林水産業費についてでございます。まず、役務費の関係、草刈り、また林道廃棄物処分料、これにつきましては被災箇所の災害査定用、また現場確認というふうな部分で盛ったものでございますが、廃棄物処分料につきましては特に草刈りをした中で不法投棄等が大変多いというふうなことで、林道の査定の草刈りとあわせて、その辺の部分も処分をしているというふうなものでございます。工事請負費につきましては、緑のばんそうこう事業というふうな、これは応急分でございますが、計上したものでございます。

続いて、14款災害復旧費についてでございます。役務費の自動車損害共済加入分担金、また14節の使用料及び賃借料、これ自動車の借り上げというふうなことで、急きょ災害対応というふうなことで軽自動車1台をリースするというふうな形で関連してのものでございます。戻っていただきまして、役務費の19年災害道路災害箇所刈払い料というふうなことで、これは小木相田線の部分でのもので、災害査定に向けての刈払い料というふうなことでございます。あと、15節の工事請負費、これは道路災害復旧というふうなことで、6路線11カ所というふうなことでございます。

180ページ、お願いいたします。河川災害復旧の関係で、吉水川ほかの刈払い料、また河川災害復旧工事、2河川3カ所というふうな部分。それと住宅災害復旧費、これは応急分でございますが、町営住宅で大門でございますが、かわらがやられたというふうなことでビニールシートを上にかけた。また、あわせて町営住宅の被害状況確認というふうなことで、大工さんほかまた修理の専門の方に同道していただきまして、中を確認したというふうな部分のものを計上してございます。

続いて、農林水産施設災害復旧費、これにつきましては主に草刈り、次の委託料の国査定分の関係での草刈り、また伐開料というふうなものを計上してございますし、委託料は査定に向けての概要書の作成業務委託料というふうなことでございます。15節工事請負費につきましては、農業用施設の応急工事でございますが、常楽寺地内での応急工事の部分で予算をのせてございます。農地災害復旧費、これにつきましても委託料につきましては、査定に向けての概要書の作成業務委託でございます。林業施設災害復旧費、これも内容的には査定に向けての概要書の作成業務委託というふうなことでございます。

続いて、厚生施設災害復旧費、これにつきましては保健福祉総合センターのデイサービスの方での漏水がございましたので、それを急遽復旧させていただいたというふうなものでございます。

続いて、歳入、174ページをお願いいたします。歳出に対応する財源内訳というふうなことで交付税が決定をしておりますが、それに関連いたしまして地方特例交付金、特別交付金が確定してきていますので、それを全額計上したものと、地方交付税を追加計上してございます。地方交付税につ

きましては、当初予算で11億4,000万円予算計上してございましたが、実際の決定額が13億2,839万4,000円というふうなことで、1億8,839万4,000円留保がございました。そんな中で539万9,000円、当初に対しまして追加計上をさせていただいたというふうなことでございます。補正前の予算書の金額には特別交付税の部分も含まれておりますので、11億4,000万円とちょっと変わっておりますが、特別交付税の分が6,000万円入ってございますが、今回は普通分だけの追加というふうなことでございます。

続いて、175ページ、これは分担金の関係でございますが、それぞれ歳出に連動いたしまして受益者分担金というふうなことで、農業用施設関係10%、農地災害10%、緑のばんそうこう事業分担金10%というふうなことで、10%をそれぞれ計上してございます。

県支出金につきましては、これは災害救助費の部分で対象になる県支出金というふうなことで、避難所の関係の経費、全部が全部救助費対象になるとは、ちょっとならない部分もあると思われまますので、内数の中で見込んだ中で今回計上しているというふうなものでございます。

続いて、県補助金につきましては緑のばんそうこう事業、これは県支出金50%でございます。

続いて、176ページ、前年度繰越金につきましては、今回2,045万5,000円追加させていただきました。それによりまして、18年度からの繰越金、総額9,214万円すべて追加計上させていただいたというふうなことでございます。

町債につきましては、交付税の決定に伴いまして臨時財政対策債確定いたしましたので、全額計上、さらに災害復旧関係で考えられる町債を今回入れてございます。

172ページに今度戻っていただきまして、第2表、地方債補正についてでございます。今回の地方債の追加計上2,470万円でございますが、追加分として三つの事業2,170万円、さらに臨時財政対策債300万円の追加というふうなことで2,470万円、地方債の補正というふうなことでよろしく願いいたします。

最後になりますが、182ページについてでございます。補正予算給与費明細書でございます。これは、先ほど申し上げたとおり避難所の貸与の職員の時間外勤務手当、また調査関係で出た職員の超過勤務手当というふうなことで今回計上してございます。

183ページの地方債の調書につきましては、先ほどの地方債補正の内容のとおりというふうなことで、災害復旧事業債に追加、さらに臨時財政対策債に追加というふうなことで、2,470万円全体で増えているというふうなものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、次に、議案第54号につきましてご説明させていただきます。

歳出の178ページをご覧ください。6款災害復旧費を新設いたしますもので、7節の賃金は地震後、水道メーターから家庭側の部分で漏水が多く発生しておりましたので、急遽検針員にメーターの方

を確認してもらって、漏水の有無を見つけてもらうということで実施をいたしました費用でございます。11節につきましては、住宅への引き込み給水管などの小規模な漏水修理に係る修繕的な費用でございます。15節につきましては、水道本管や消火栓の周辺、あるいは配水池の接続管などからの漏水に係る災害復旧工事費をそれぞれ計上いたしました。

歳入でございますけれども、177ページをご覧ください。6款繰越金、8款町債を追加計上させていただきます。これによりまして、175ページの第2表、地方債補正でございますが、簡易水道施設災害復旧債を新たに起こすものでございます。500万円の限度額でございますし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案第55号につきまして補足説明させていただきます。歳出、187ページをご覧ください。5款災害復旧費を新設するものでございます。内容につきましては、先ほどの町長の説明のとおりでございます。

歳入でございますが、185ページをご覧ください。2款繰入金、3款繰越金をそれぞれ追加いたしましたほか、5款災害復旧国庫補助金と6款町債を新規に計上いたしました。これによりまして183ページの第2表、地方債でございますが、浄化槽災害復旧債を新たに起こさせていただくものです。1,000万円の限度額でございますし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。

初めに、議案第53号について質疑を行います。質疑はありますか。

5番、田中議員。

○5番（田中 元） 今、専決の一般会計補正予算（第3号）を説明いただいたわけですが、地震の発生16日で補正予算の専決が18日、このときの数字的なものではなく、あくまでも内容細かくではなくて今までの災害状況、経験上からのある程度の見込み的な予算の専決なのか、それとも細かい内容をチェックした後の設定額なのかということをお聞きしたいのが一つと、もう一つは18日に専決されて、きょう現在で大体どれくらいの予算消化をされているのか、もしわかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 18日付というふうな専決でございます。既に県の方とのやりとりの中で、県の方で既存の予算の中で、18日付で交付決定またいただいている事業もでございます。そんな中で当然見込みもでございますし、本日の臨時議会という中でございますので、ある程度数字が進んだ部分でも計上はさせていただきました。ただ、当然見込み的な部分で、すべてがすべて全部が確定した数字ではないというふうなことでよろしくお願いたします。

〔「執行状況について」の声あり〕

○総務課長（山田正志） 工事関係につきましては当然専決で対応させてもらったもので、応急的にやったものでございますので、ほとんどかかっている部分はございます。ただ、すべてがというわけではございません。何%とはちょっとまだ申し上げられませんが、応急部分については既に現地に行って、それなりに対応して動き出している部分が当然あるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

あと、救助費関係、またブルーシートとかいろんなもの、これはすべて終わったというか、すべてそろえたものというふうなもの、若干今後の対応が可能なような形で残してもございますが、そんな中で基本的には、ほとんど動き出しているものというふうなものを計上してございます。

以上です。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 話はわかりました。ただ、それでこの前も建設課の方にもちょっとお話はさせていただいたのですが、町道関係の復旧関係、あくまでも査定が終わるまで手がかけられないというような状況のところがあるというお話で、何とか通行できれば我慢していただいて対応していかなければならないのだと、こういう話があるのですが、いろいろなところを仕事柄行くのですが、同じような状況、あるいはまたそれ以上の状況であったところは、舗装はしなくても既に碎石舗装で通りやすくなっているところはいっぱいあるわけですが、出雲崎町だけではなくて他の町村で。それは、そういうところもやはり同じ状況の査定を受けなければならないと思うのですが、その辺での対応の考え方の違いというのは、行政、市町村によって違うのでしょうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） お話のとおり、地震災害の後に通行に支障のある部分、あるいは応急に対策をするべきところについては、業者さんに指示という形で、応急の対策をしていただいております。

その後、前回もそうですけれども、地震災害の場合、日を追って被害が拡大するところが多数見受けられますが、査定の基本としましては、現地の被災状態を査定官に見ていただく中で査定を受けるというのが大原則でもありますので、今の状態の中で、何とか通行なり支障がない中で動ける部分については、なるべく現地そのままということで査定を受けたい。あるいは、私どもも写真を撮ったり測量したり、そういう作業を今必死でやっておりますので、その前にすべて直せればいいのですけれども、やはり資料のとり方、写真のとり方、測量の仕方、そういう部分で不十分であると査定で落とされるということもありますので、申しわけないのですけれども、なるべく現状のままで通行できる部分については、そのままのもので査定を受けたい、あるいは資料整理をしたいということで、手をつけていない部分も多々ございます。ただ、お話のとおり日を追って被害が拡大していくというか、状況が悪くなっておりますので、そういった部分につきましてはお話を

いただいたものについては、大至急写真撮りをして次の対策をとる、今おっしゃった例えば砂利で埋めるとか、そういった対策をとるようにはしておりますけれども、その辺の対応が他の市町村と比べて、うちの状況がどうかということになるろうかと思いますが、対応する内容は、私どもも他の市町村も全然変わりはありませんので、今申しあげました写真を撮ったり資料を整理したり、あるいはなるべく現況のままで査定を受けたいというような部分で、多少その手の入れ方が違う部分があるのかなというふうに思っております。危険なところ、あるいはひどくなっているところについては、追加、追加で直してもらうように指示をするという考え方は持っておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 最後に、もう一つだけお願いします。

話は大体わかりましたので、無理は言いませんが、正直言って歩道関係が今余り手つけられていない。最近やはり今課長おっしゃるように、歩道関係の下水道の舗装跡の下がりや相当ひどいところいっぱいあります。これは、これからあと20日ぐらいしかないわけですけれども、その辺で通学に支障の出るようなところについては、何らかの方法をとっていただかねばならないと思います。

それともう一つは、これ町長にちょっとお伺いしたいのですが、県、国道については県の対応だと思います。それで、正直言って352の中学校へ向かう役場から下の歩道、ちょうど道路のへこみについてすぐ仮舗装しました。ですが、正直言って寺泊・西山線側へ、川西地内まだ全然手をかけてありません。それと、もう一カ所は352の、あれは深町になるのですか釜谷になるのですか、あそこは今信号状態です。それで、あそこの場合は片側通行で信号機がついています。ですが、大釜谷、小釜谷、深町の方は、あの道路か反対側の町道を使わなければ通れないということなのですが、反対側の町道の傷みが物すごくひどいです。その辺の対応をどうするのかと、それと県は今の寺泊・西山線と352については応急措置は今後するのでしょうか。その辺、町長の方でご依頼されたとか、そういうふうなということでは何かあれということがあったらお願いします。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 基本的なことにつきましては課長が申し上げたわけでございますし、また田中議員さんのおっしゃることも十分わかるわけでございますが、要するに今回の災害は、いち早く局地激甚災害指定をいただいたわけでございます。このように大変大きな被害が発生をしておりますので、平常時の災害とは若干異なっております。そのようなことではございますので、ひとつその辺はご理解をいただきまして、しかも今回の災害は3年前と違いまして、幸いにして早い時期の7月に災害が発生したということでございますので、降雪前までの復旧は前回3年前とは違って大幅に進捗するであろうと。また、国の方針も、災害対応も速やかでございます。また、全員協議会で査定がもう8月20日過ぎから始まります。非常に対応は速やかでございますので、復旧も今までの状況と違った中で、進度もスピードアップするであろうというふうに考えております。

これは、町民の皆さんからもひとつご理解いただいて、大災害ですので、できるだけ早く、田中議員さんのおっしゃる気持ちも十分わかりました。私もそう思っております。思っておりますが、一日も早く復旧いたしますので、若干ご不便ではあると思いますが、十分注意をしていただきまして、大きな人身事故につながると思うところにつきましては、先ほど課長が申しあげましたように応急的な、緊急的な措置もいたしております。その辺は、ひとつ皆さんからもご理解いただきたい。全力を挙げて取り組んでいるわけでございますので、何もかにも一気呵成にというわけにはまいらない大きな災害が発生しておるということでございますので、お気持ちは十分わかりますし、しっかりと受けとめながら、私たちも前向きに全力を挙げて取り組みたい。また、寺泊・西山線の問題につきましても、当然これは県の管理でございますもので、県も速やかに対応しておるというふうにご心得しておりますし、当然だと思っておりますし、またそのように早く復旧するように申しあげていきたい。あるいはまた、今352の小釜谷地内の大きな被害も発生しておりますし、深町に通ずる道路も大変欠損をいたしております。その辺も車なり、あるいは人の通行はもちろんでございますが、車なりの通行も確保しながら、全面復旧の形をとってまいりたいというふうにご考えておりますので、大変ご不便をおかけするとは思いますが、今回大災害ですので、その辺をひとつまた議会の皆さん、町民の皆さんからもご理解いただいて、またご協力いただきながら、一日も早く復旧に全力を挙げてまいりたいというふうにご考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 179ページの農林水産業費の中で、ささいなことなのですが、12節の役務費の中で林道草刈り、これは災害の確認か何かをなすためのきつと草刈りだろうと思うのですが、その下の林道の廃棄物の処分料ということなのですが、これそのものにつきましては地震後捨てられたものなのか、事前的にあって草刈り等をするために邪魔で取り除かれたのか。このたびの地震については町の対応も早く、地震災害ごみは無償で回収するというようなことで、聞いた話によると、町が想定している何十倍も出たと、こういう話なのですが、ささいな金額なのですが、今後やっぱり災害ごみが捨てられる可能性はあるのですが、ずっと今までの中では林道とか、こういうものの廃棄物の処分というのは余り一生懸命でなかったような気がするのですが、このたびはこれに載っているということ自身はどんな状況下の中でされたのか、今後またこういうことをやっていかれるのかお聞きをしたいと、こう思うのですが。

○議長（南波榮一） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） それでは、お答えいたします。

この廃棄物につきましては、地震前か後かちょっとわかりませんが、県の方々と、ご協力をいただいて現地の確認をさせていただいて、その中で、査定のときに余りにもそんなものが近く

に捨ててであると、もう本当に心証も悪くなるしと、何とかしていただけないかという県の方からの申し出もありまして、査定に関係するところについて急遽うちの方で、ここでお願いしたいということで計上させていただいたわけでございます。そのほかのところについては、今後また担当課の方と相談して対応していければというふうに思っています。あくまで災害限定ということで計上させていただきました。

○議長（南波榮一） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） わかりましたし、私もそうなのだろうと、こういうふうに察しておったのですが、回っていただくとその箇所だけでなく、かなりあちこちの林道でこういう現象がきっと生まれているのだろうと思うのですけれど、できましたら今年度は別個としても、来年度あたりでも結構ですが、やはり一般の今度は当初予算か何かで組みながら、こういうこともやっていただければありがたいなど、そんなふうに思いますが、肝心なところでございますが、よろしく願います。

○議長（南波榮一） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで議案第53号について質疑を終わります。

次に、議案第54号並びに議案第55号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第55号まで議案3件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第55号まで議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号から議案第55号までの議案3件を採決します。

初めに、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（南波榮一） 起立全員であります。

したがって、議案第53号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

この際しばらく休憩します。

(午前 10時15分)

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時14分)

◎議案第56号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（南波榮一） 日程第7、議案第56号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号につきましてご説明を申し上げます。

今回の歳出補正では、各款にわたって共通するものに中越沖地震での被害調査、休日対応、また今後の災害査定、工事発注を見通した職員の時間外勤務分として職員手当の追加、災害復旧事務費への賃金、給与関係費の組替えの人件費を各款に計上しております。

それでは、歳出のうちの主な補正内容といたしましては、第2款総務費、1項総務管理費では地震での役場裏のり面の崩落により、宅内引込電柱が危険な状態となっているため移設の設置工事を、川東地内での交通安全灯が倒壊したことによる取替工事を、また海岸の津波の避難場所となってい

る羽黒町1区、鳴滝町2区の避難路の防犯灯の設置を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費におきましては、被災者再建支援金として全壊、大規模半壊、半壊を全体で135世帯分を計上しております。3項災害救助費につきましては、仮設住宅にかかわる入居者の共通スペースとして談話室が設置されることから、その維持管理費、駐車場工事などを、また被災者住宅の応急修理費として大規模半壊、半壊で115件を見込み、計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費では、合併処理浄化槽の本復旧工事にかかわる特生排会計への繰出金を、2項清掃費では7月23日から開始しました災害廃棄物の収集、運搬、処理料を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、農業集落排水事業の調査、復旧に係る繰出金の追加を、2項林業費におきましては人家裏の崩壊に対応するための県単の緑のばんそうこう工事、町単の林地崩壊防止事業補助を計上いたしました。3項水産業費におきましては、漁場海底古木の回収補助を計上いたしました。

8款土木費、4項下水道におきましては、特環下水道の被災調査、復旧にかかわる繰出金の追加計上をいたしました。

10款教育費、2項小学校費では、学校に向かって右側、大門側ののり面の保護工事を、3項中学校費では地震被害とは異なりますが、中学校体育館の玄関の雨漏り防止工事を、また中学校吹奏楽部の西関東吹奏楽コンクールへの参加が決まったことにより、楽器輸送、宿泊などの助成を、4項社会教育費におきましては施設修繕料として良寛堂の屋根などの修繕料を、また北国街道妻入り会館の案内看板、乗り入れ改良工事を計上いたしました。

14款災害復旧費では、1項公共土木施設災害復旧費におきましては道路、河川災害査定申請にかかわる委託料などの関係経費を、また補助道路災害工事、また大門、小木、米田の町営住宅の復旧工事を計上いたしました。2項農林水産施設災害復旧費におきましては、農業用施設災害、農地災害にかかわる災害査定関係経費、また復旧工事費、事務費を、林業施設災害復旧費におきましては補助分、単独分復旧工事費を計上いたしました。3項厚生施設災害復旧費におきましては、保健福祉総合センターの地震による外構補修、浴室タイル修繕、街灯修繕にかかわる工事費を計上いたしました。4項文教施設災害復旧費におきましては、中学校の乗入れ道路の補修工事費、また中央公民館駐車場、町民体育館漏水、天井、野球場外野フェンスなどの復旧工事費を計上いたしました。

歳入では、これらの歳出補正予算額に要する財源として地方交付税、負担金、国、県支出金、町債を計上いたしました。これによりまして、補正予算総額は歳入歳出それぞれ5億2,821万3,000円を追加し、予算総額を36億8,182万8,000円といたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりですが、歳出、196ページからお願いいたします。各款に職員手当等を計上しておりますが、説明のとおりでございます。196ページの中ほど、総務費、財産管理費、施設修繕料についてでございますが、これはご存じのとおり議員控室の壁が落ちておりますので、その修繕でございます。

次の役場高圧受電柱建替工事、役場が停電、ご覧のとおり上から見ると電柱一帯が下がっておりますので、その部分電柱を新たに立てて、設置後それをそこへ配線し直すというふうなことで、並行してやるような形でのものがございます。交通安全灯設置工事、これは川東で既に立っているものが倒れたのですが、倒れ方がよかったというふうなことで、人家、塀、また人に影響はなかったというふうなことでございます。これの立てかえでございます。

197ページ、防犯灯設置につきましては、町長の説明のとおり羽黒町、鳴滝町の避難路の防犯灯の設置でございます。

続きまして、198ページでございます。民生費の社会福祉総務費、新潟県中越沖地震被災者生活再建支援金135件分というふうなことで、町長の説明のとおりでございます。計上してございます。財源的には、国県につきまして3分の2補助と、町が3分の1負担というふうなことで歳入の方で載せてございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、災害救助費の災害救助費になりますが、主にここは仮設住宅にかかわる部分でございます。応急仮設住宅の一角に談話室ができるというふうなことで、そこに係る消耗品関係、また維持光熱水費、これは町の方で持つというふうな部分でございます。食糧費につきましては、今後また台風等、またすべての方が13日以降、11棟しかまだ入れませんので、残りの方もいらっしゃいますので、いましばらくの間の避難所の食糧費というふうな部分で計上してございます。

続いて、199ページ、中越沖地震住宅応急修理費、これにつきましても115件、説明のとおりでございますが、これにつきましては国県が100%の補てんというふうなことで、歳入で100%見てございます。役務費で被災住宅状況診断手数料、特に2次判定から3次判定の中で、専門家によりまして罹災調査が必要な場合の分の手数料というふうなことで計上してございます。あと、八手センターにスポットクーラーの借り上げというふうなものでございます。それと応急仮設住宅駐車場、一定の駐車場は整備いたしますが、どうしても一家に車2台、3台という時代でございますので、あいているスペースにつきまして駐車場を、県がやらない部分拡張をしたいなというふうな考えてのものです。

4款衛生費につきましては、町長の説明のとおりでございます。

200ページで清掃費、塵芥処理費についてでございます。これは、実は既にスタートして、また今後の部分もございしますが、廃棄物の収集、これは収集の分と、あと処分の分というふうなことで予算を計上してございます。

6款農林水産業費、農業費につきましては、町長の説明のとおり農業集落排水事業への繰出金でございます。

201ページ、林業費につきましても緑のばんそうこう事業関係での工事費、また事務費部分、緑のばんそうこう工事の本工事分につきましては、分担金が10%、県が50%、町の負担が40%というふうなことで、人家裏のものでございます。あと、町単の林地崩壊防止事業補助金、これは50%補助というふうなことでございます。

水産業費、これは町長の説明のとおり古木の回収事業補助金でございますが、国、県、町がそれぞれ協調補助というようなことで国が2分の1、県が4分の1、町が8分の1というふうなことで、あと漁協の負担が8分の1というふうなことで古木の回収に当たるというふうな部分でございます。

続きまして、203ページ、下水道費、これは下水道事業への繰出金、町長の説明のとおりでございます。

204ページ、教育費でございますが、学校管理費の中で、これは小学校でございますが、学校ののり面の保護工事というようなことで、向かって大門側ののり面がちょっと落ちてきているというような状況でございますので、そののり面保護工事というふうなことでございます。

中学校費につきましては、説明のとおり体育館の外壁の雨漏りの防止工事、それと9月15日、埼玉県所沢でございますが、第13回の西関東吹奏楽コンクールに出中の吹奏楽が参加というふうなことで、その助成金というふうなことで計上してございます。

次のページ、205ページ、文化財保護費でございます。施設修繕料、これは良寛堂の屋根、石垣の修理というふうなことで修繕料を計上してございます。

北国街道妻入り会館管理費につきましては二つの工事につきましては、町長の説明のとおりでございます。

続きまして、206ページでございます。災害復旧関係でございますが、道路関係の災害査定関係費をのせてございます。また、あわせまして積算システム等を増やしまして対応しているというふうな部分の予算計上でございます。河川についても同じでございます。あと住宅災害復旧費でございます。これは、町営住宅が大きな被災を受けております。補助をもって建てたAタイプの部分、大門、小木、米田、それぞれ32棟が大分被災をしております。その辺の部分で復旧工事というふうな部分でございます。また、町単独での3棟分の、川西の部分の3棟ですが、若干の災害の対象にならない程度のものであるというふうなことで単独分で上げてございます。

続きまして、207ページ、農業用施設災害復旧費、これは災害査定用の実施設計書作成業務と対応事務に合わせましてパソコン等の借り上げ、あと本工事、それと農道等の工事のため道路が荒れるというふうな部分の補修用の砂利というふうな部分を計上いたしました。

農地災害復旧費につきましては、設計概要書の作成、また本工事費でございます。

続いて、208ページにつきましては、これは林道災害への補助分、また単独分というふうなことで

4 路線 9 カ所の補助というふうな部分でございます。

続いて、厚生施設災害復旧費、これは保健福祉センターの復旧工事の部分でございますが、地震で周りの地盤が沈下したので、外構の補修、あと無料で相当の数が入浴においていただいておりますが、男女浴室のタイルの修繕、あと外灯の修繕というふうな部分で今回予算をのせてございます。

あと続きまして、209ページ、文教施設災害復旧費、これにつきましては中学校校舎災害復旧工事ということで、これは下から上がっていく乗り入れ道路が大分被害を受けたというふうなことで犬走りにひびが入っているというふうな部分があるということで工事請負をのせてございます。

それと社会教育施設災害復旧工事、体育館、中央公民館、文化・スポーツふれあいの広場、ゲートボール場、それぞれ地震によりまして何らかの被害を受けました。というふうなことで今回まとめて復旧工事分で上げてございます。

その他公共用施設等災害復旧費というふうなことで、役場駐車場災害測量業務委託料、これはご存じのとおり電柱と一体になって役場裏側が下がっておりますが、早目に復旧しなければいけないというふうなことで、復旧方法としては下手な構造物等を入れるより用地の方を買わせていただいでなだらかに土どめをしていくような形の方が早くて安心なやり方ができるのではないかなというふうなことで、その部分の測量というふうなことで測量業務の委託料として上げてございます。

192ページに戻っていただきまして、歳入でございます。交付税につきましては、留保分で1億8,000万円ぐらいございましたが、今回1億5,700万円出すというふうなことで、残りの留保は2,500万円ぐらいというふうなことでございます。

分担金負担金につきましては、先ほどの説明のとおり10%のものでございます。

国庫支出金につきましては、それぞれ補助率に応じてのせてございますが、公共土木が3分の2、町営住宅が2分の1でございます。県支出金、この応急修理につきましては、県負担金と県補助金でそれぞれ足しますと歳出に見合うというふうなことで5,750万円と6,500万円足しますと歳出に合うというふうなことでございます。

真ん中の被災者生活再建支援事業補助金、これは3分の2部分が計上してございます。

続きまして、194ページ、緑のぼんそうこう事業、これは2分の1、農業用施設災害復旧、これは100分の65、林道施設災害復旧事業費補助金、農地の2分の1と。ただ、これは激甚指定前の補助率でございますので、今後補助率がかさ上げになってくるというふうなことでございますが、ベースでの補助率を今回は計上してございます。

町債につきましては、それぞれの補助残につきましてすき間の部分を対応できる起債を充ててございます。

189ページに第2表、地方債の補正というふうなことで載せてございますが、新しく追加の地方債4,170万円でございます。それと変更につきましては、変更での追加が合計で3,790万円、合わせて

町債は7,960万円の追加というふうなことでございます。

次に、一番最後になりますが、211ページ、補正予算給与費明細書でございますが、各款にわたりますして今後災害復旧に向けて、また今までの部分も含めまして12月までの職員の時間外勤務手当というふうなことで見込んだ中で今回総額で一般の職員時間外勤務手当1,123万5,000円、あと管理職特別勤務手当で26万5,000円というふうな部分で計上してございます。

212ページは、先ほどの地方債の関係したものを修正いたしました調書でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中議員。

○5番（田中 元） では、203ページについてちょっと説明してください。

道路橋りょう費、これは一般職員の給料減ということですが、これは配転なのでしょうか。それに伴う職員手当の追加ということか。これは、逆に言うと残業手当か何かのことか、この辺ちょっと説明してください。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 職員手当につきましては、既に7月から動き出している部分で、道路橋りょう費で今後払わなければいけない部分が8月分の給料でございますので、その部分が追加の部分でございます。また、給料費減につきましては、今後の給料を災害復旧費の方に持って行って災害復旧費の方の事務費の対象とさせてもらうというふうな形で、ちょっとプラス・マイナスがございしますが、そのようなことで事務費の方を有効にというふうなことで対応させてもらったというふうなことでございます。

○議長（南波榮一） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 一つお願いいたします。

水産業費で海底古木回収事業ということで、この海底の古木については非常に厄介物だというふうに今まで思われていたのですが、私はついこの間、何新聞でしたか、あの木は5,000年前の木ではないかというのが出て、これはすごい宝だと私は思いましたわけで、物は考え方によって大きく違うわけでございますが、ごみにすれば単なる産業廃棄物でまたお金をかけてやらなければならないのですが、私はたった今すぐすばらしい考えはないのですが、あれはすばらしく生かす方法はあるだろうと今想像しているのですが、今何をしろとかということは町に言えませんが、ちょっと町の方でも機会があったら検討してみたいいただきたいというのが私の発言の趣旨でございますが、よろしくお願いします。

○議長（南波榮一） では、そういうことで検討してもらおうと。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 208ページの林道施設災害復旧費の件で、15節の工事請負費の件で聞きたいので

すが、林道施設災害復旧工事の補助分、2,000万円、それと単独分が300万円というのがあるのですが、できれば県の補助という形にはできないのですか、この工事については。それとも補助分という形でその中で県の負担分が幾ら幾らあるのかどうか、そこら辺ちょっと聞きたいのですが、できれば県の補助にできないのかどうかというのが私の一応聞きたいことなのです。

以上であります。

○議長（南波榮一） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 災害復旧の査定申請に当然要件がございまして、その要件に合わないものについては単独で復旧するということになりますので、ここをお願いしている補助分というものは災害の際、査定申請といいますか、採択の要件に合うものと、それからそれに合わないもの。かといって合わないものを申請しないというわけにはいかないで、あわせて今回ここをお願いしたということでございます。具体的に言いますと、1カ所40万円以下のものは申請ができないと。それ以下のものがここに単独分として300万円をお願いしているということでございます。

○議長（南波榮一） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） ページ数もないのですが、ちょっとお聞きしたいというのがやっぱり地震で建物の災害を受けた。その中には宅地そのものがずり下がったとか道路の方へずれたとかという形の中で、建物は早々に直したいのだと、こういう形なのですけれど、やっぱりその皆さんに言わせれば建物だけ上げて直したところで土地そのものがまたずれる可能性があるということであるとなかなか手をつけられないと、こういうような話が幾つかあるのですけれど、そういうものについては宅地、そういうものの土どめなり、そういうものの拾い方というか、そういうものは先ほどからいろいろ話があるようにきちっとした査定ができなければだめなのかわかりませんが、やっぱり現在そこへ住みたいという形の中で一日も早く建物を復旧したいと、そういうものになると小規模災害的なものだと思うのですが、そんなような形で、宅地そのものがそうなっている状態でなかなか建物は直されないのだと、こういうことなのですけれど、そういう宅地に対する地盤沈下とか、宅地がちょっとずれたとかというような拾い方そのものは何かいい方策があるのかどうかちょっとお聞きをしたいと思うのですけれど。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） これは、今までいろいろな激甚災害対応のメニューはたくさんあるわけですが、残念ながら宅地に対する特別なものはないので。それで、先ほど申しあげましたように、いわゆる復興基金の中で宅地の災害に対する補助があるのですが、これもなかなか、条件があります。そして、上限でも200万円程度しか出ないのです。だから、その200万円もこれはやっぱりいろんな条件があるのです。だから、私たちも今、日山議員さんおっしゃるようにこれが問題なのです。国に言ってもそういう宅地のいわゆる液状化現象に対する対応とか、今崩壊しているそういうものに対する対応、この辺を何とかしてくれということをお願いしているのですが、やらなけれ

ばならない、それは当然だとおっしゃっているのですが、具体的な支援策というのは今出ていないのです。だから、その辺が宅地の被害が出ておられる方々に対しては大変お気の毒だなと思っているのですが、それは今のところメニューとしてはないのです。だから、ある程度自力復旧してもらって、復興基金の中から対応するという方策でされるということしかないのです。本当にその点が一番困るのです、宅地がやられているというのは。その辺が本当に我々も苦慮しながらも申し上げているのですが、わかった、そうだと、当然だとおっしゃっているのですが、それで今それどうするかということはまだ出てこないのです。言われることは、今復興基金の中で対応できるということしかないです。

○議長（南波榮一） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） わかりました。この際ですから、やはり町で多少出費があっても、出雲崎全部の家がそうだとということではございませんので、やはり少しでも何らかの形で救ってやれる方法があるとしたらひとつお願いしたいなど、こう思うのですが、ひとつ。それもやっぱり早目にそういうものをお知らせしていただいて、一日も早く建物を直したい、こういうことでしょうからその辺の気配りをひとつお願いしたいなど、こう思うのですが。

○議長（南波榮一） では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員であります。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

について

○議長（南波榮一） 日程第8、議案第57号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害により被災した簡易水道施設のうち、神条1号ポンプ場と常楽寺配水池の復旧に係る費用を追加計上いたしました。これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額115万円を追加し、予算総額を1億8,995万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出から説明いたします。194ページをご覧ください。6款の12節でございますが、地震で神条1号井戸のポンプが井戸の中心から移動しております。このため、1度井戸ポンプを引き上げてポンプと井戸の内部を清掃、あるいは点検するための費用でございます。また、15節につきましては、同じくこの神条1号井戸の配管やコンクリート舗装の破損を復旧する費用、それと常楽寺配水池の流入配管の破損を復旧する費用でございます。

歳入、193ページをご覧ください。6款繰越金、8款町債をそれぞれ追加計上いたしました。これによりまして191ページの第2表、地方債補正でございますが、簡易水道施設災害復旧債100万円を追加し、限度額を600万円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（南波榮一） 日程第9、議案第58号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第58号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害により被災した浄化槽の復旧に要する汚泥汲取り料や工事請負費などの費用を追加計上いたしました。これによりまして歳入歳出それぞれ補正額5,064万9,000円を追加し、予算総額を8,450万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出から説明いたします。202ページをご覧ください。11節は、浄化槽の周辺のみが沈下した箇所のスラブコンクリートの補修や土の埋め戻し費用でございます。12節は、復旧する浄化槽40基と工事期間中の仮設トイレの汚泥汲取り料を計上いたしました。14節は、仮設トイレ40基の借上料でございます。15節は、浄化槽の布設がえにかかる工事費で、浄化槽の転用が可能とするもの20基、転用が不可能とするもの20基と仮に想定してそれぞれ追加計上いたしました。

歳入につきましては、201ページをご覧ください。必要な財源として、2款一般会計繰入金、5款災害復旧費国庫補助金、6款浄化槽災害復旧債をそれぞれ追加いたしました。これによりまして199ページの第2表、地方債補正でございますが、3,200万円を追加し、限度額を4,200万円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員であります。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南波榮一） 日程第10、議案第59号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害により被災した農業集落排水施設の災害復旧に要する設計業務委託料や小規模な復旧工事費などを計上いたしました。これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額3,642万5,000円を追加し、予算総額を2億212万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出、210ページをご覧ください。5款災害復旧費を新設するものでございまして、11節は現場調査で使用するスタッフや黒板、それから小規模な修繕料でございます。それから、13節は被災箇所
のテレビカメラ調査、測量、詳細設計に要する業務委託料でございますし、15節では町道以外の赤道などで下水道管の周辺が陥没し、通行の支障がある道路の舗装復旧工事費でございます。

歳入でございますが、209ページをご覧ください。4款繰入金、5款繰越金をそれぞれ追加いたしましたほか、8款町債を新規に計上いたしました。これによりまして207ページの第2表、地方債でございますが、農業集落排水施設災害復旧債を新たに起こすものでございます。300万円の限度額でございますし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中議員。

○5番（田中 元） それでは、210ページの件で、3,300万円ですね、委託料は。それで、この委託することによってこれから別の工事の発注が出てくるということですね。それで、下の工事費そのものは今回は今の説明のとおり簡単な簡易舗装というもので、この3,300万円の復旧委託料によってこの後工事がどれくらい出てくるかというのが想定されるという意味なのですね。

以上です。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） おっしゃられるとおり、この3,300万円の町債につきましては、これから災害査定を受けるための調査でございます。カメラ調査などでも5,800メートルほどのカメラ調査が必要になっておりますし、その中で被災箇所を特定した上で農業集落排水の査定を受け、本格復旧については次の9月等の補正ということで間に合うかどうかというようなことですが、農業集落排水の被害額としては先ほどの全員協議会の資料のとおり5億8,000万円ほどの被害額を見込んでおりますので、そういったすべての部分がこれからということで、300万円につきましては赤道が下水道管のために陥没していると、そういった小さなところの修繕的な工事費です。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（南波榮一） 日程第11、議案第60号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第60号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、地震災害により被災した公共下水道施設の災害復旧に要する設計業務委託料や公共枡の修繕、小規模な復旧工事費などを計上いたしました。これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額2,807万1,000円を追加し、予算総額を3億5,747万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出218ページをご覧ください。5款災害復旧費を新設するものでございまして、11節は現場調査で使用するスタッフや公共枡周辺などの修繕料でございまして、13節は、災害箇所のテレビカメラ調査、測量及び詳細設計に要する業務委託料でございまして、また、14節には被災調査で支援をいただいた方々の布団のリース代金を計上いたしました。また、15節は町道以外の赤道などで下水道管の周辺が陥没し、通行の支障がある道路の舗装復旧費でございまして、

歳入でございまして、217ページをご覧ください。4款繰入金、5款繰越金、7款町債をそれぞれ追加いたしました。これによりまして、215ページの第2表、地方債でございまして、下水道施設災

害復旧債を新たに起こすものでございます。260万円の限度額でございますし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（南波榮一） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。このたびの中越沖地震の発生に伴ひ、災害復旧、復興事業等を調査するため、会議規則第120条の規定によりお手元に配付したとおり議員を派遣したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第5回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午後 0時56分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 南 波 榮 一

署名議員 田 辺 雅 巳

署名議員 田 中 元